

石川の教育振興基本計画の経緯

～ 国の動き ～

教育基本法の改正 (H18.12)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



教育振興基本計画 (H20.7)



諸情勢の変化

少子化・高齢化の進展

地域社会、家族の変容

グローバル化の進展

雇用環境の変容

地球規模の課題への対応

教育をめぐる環境の変化



第2期 教育振興基本計画 (H25.6)

今後の社会の方向性として「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を掲げ、それを実現するための教育行政の4つの基本的方向性を示し、基本的方向性に基づく8つの成果目標と30の基本施策をできる限り明確に掲げ、体系的に整理

【4つの基本的方向性】

- 1. 社会を生き抜く力の養成**
～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
- 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成**
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
- 3. 学びのセーフティネットの構築**
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
- 4. 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成**
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

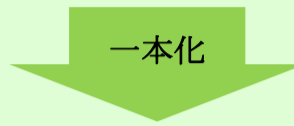
参酌

～ 本県の状況 ～

学校教育振興ビジョン (H15.1)

スポーツビジョン (H15.3)

生涯学習振興ビジョン (H15.3)



石川県新
長期構想
(H19.3改定)

石川の教育振興基本計画 (H23.1)

【8つの基本目標】

- ①石川の文化や風土を生かした、世界に通じる人づくり
- ②確かな学力をはぐくみ、一人一人の個性と創造性を伸ばす教育
- ③豊かな人間性をはぐくみ健康や体力の増進に努める、たくましい人づくり
- ④時代の変化に対応した、魅力ある学校づくり
- ⑤高等教育機関の集積を活かした、「学都石川」の発展
- ⑥学校・家庭・地域が連携した、社会全体による教育力の向上
- ⑦学びの気運に満ちた生涯学習社会づくり
- ⑧ライフステージに応じたスポーツ活動の充実

本基本計画は10年後の平成32年度を目標年度とするが、変化の激しい今日の社会状況や国の施策等を勘案し、中間年である概ね5年後を目途に基本計画全体の点検・評価を行い、必要に応じて柔軟に計画内容を見直し、計画の適切な実現に努める。



いしかわ新教員研修制度 (いしかわ師範塾など)
(H26.5)

高等学校「学びの力」向上アクションプラン
(H27.3)



第2期 石川の教育振興
基本計画(仮称) (H28.3)

石川県新
長期構想
(H27年度)
(改定予定)

参酌

石川の教育振興基本計画の改定スケジュール (案)

時期	5月27日	8月下旬	12月下旬	1月中	2月中旬	3月下旬
内容	<p>第1回 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画の経緯について ・教育振興基本計画(第1期)の主な取組・成果及び今後の課題について 	<p>第2回 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新基本計画の骨子について 	<p>第3回 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画改定案について 	<p>パブリックコメントの実施</p>	<p>第4回 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・基本計画改定案(最終)について 	<p>新計画の公表</p>